

第 63 回人口・社会統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 11 月 16 日（月）12:58～14:30
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 白波瀬 佐和子
 - （委 員） 嶋崎 尚子、永瀬 伸子
 - （専 門 委 員） 水野谷 武志
 - （審議協力者） 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：江刺室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府大臣官房統計委員会担当室：廣瀬調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか
- 4 議 題 「社会生活基本調査の変更について」
- 5 概 要

前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項、統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況、「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項への対応状況等について審議が行われた。

前回及び今回の部会審議を踏まえ、「ふだんの健康状態」については、①調査対象を 15 歳以上の世帯員から 10 歳以上の世帯員に拡大すること、②選択肢（「良い」、「まあ良い」、「あまり良くない」、「悪い」の 4 区分）に関し、「ふつう」を追加し 5 区分とするとともに、「悪い」を「良くない」に修正することとされた。また、集計事項の変更案については、前回及び今回の部会審議で修正することとされた点を反映したものを総務省統計局において整理・作成し、次回部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

<主な意見>

（1）前回部会審議において整理、報告等が求められた事項

ア 「ふだんの健康状態」について

- ・ 従来なかった「ふだんの生活への影響の有無などにより」との説明文が加わることにより、従来のように主観的な健康度の回答でなくなると考えたが、主観的な回答の中で、客観的にはかなり異質な状況が混在してしまっており、その混在を少しでも取り除きたい、との実施者からの説明と理解した。

イ 「スマートフォン、パソコンなどの使用状況」等について

- ・ 調査票 A の 23 欄「スマートフォン・パソコンなどの使用について」では学業や仕事以外での使用に限って把握することとしているが、調査票 B の 16 欄「生活時間について」ではそのような限定を行わずにスマートフォン、パソコンなどの使用状況を把握する方法を採っている。結果表章の際には、統計利用者にとって紛れが生じないように、調査票 A には、仕事・学業は含まないことを明示すべきではないか。
- 結果表章上、紛れが生じないように、例えば結果報告書における用語の解説や集計表全体の注意書きなどで明示することとしたい。

- ・ 調査票Aの23欄で把握するスマートフォン・パソコンなどの使用時間帯と24欄で把握する生活時間の配分をクロス集計することは想定していないのか。
- 調査票Aの23欄で把握する使用時間帯（3時間単位）と24欄で把握する生活時間の配分（15分単位）のクロス集計は、両事項の把握時間の単位が異なること、24欄が主行動のみを把握するものであることから難しいと考える。スマートフォン・パソコンなどの使用時間帯と生活時間の配分の関係については、調査票Bで主行動と同時行動それぞれにおいて15分単位でスマートフォン・パソコンなどの使用状況を把握することとしているため、当該データを用いることにより、分析が可能と考える。

ウ 「在学・在園の状況」について

- ・ 幼稚園、保育園等の施設別に、在園時間が把握できれば有用と考えるが、調査票のスペース上の制約から難しいということであれば、現行案の在園時間の区分が4区分（「4時間以下」、「5～7時間」、「8～11時間」、「12時間以上」）で良いのかについて検討する余地があるのではないか。
- 在園時間の区分については、本来は在園者の在園時間の実態を踏まえて、当該区分を設定することが望ましい。検討はできる限りお願いしたいが、現時点では、区分を見直すだけの十分な根拠のあるデータが見当たらないため、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）における標準教育時間など制度上の時間数に鑑みた区分とすることはやむを得ないと考える。

(2) 集計事項の変更

- ・ 集計事項の変更案については、前回及び今回の部会審議で修正が求められた点（「ふだんの健康状態」の調査対象を15歳以上から10歳以上の世帯員に拡大することに伴う集計対象の変更、「在学・在園の状況」についての夫婦共働きか否かの詳細な類型別の表章等）があるため、これらの点が反映された集計事項の修正案を調査実施者において作成し、次回部会においてその内容を確認した上で、了承して差し支えないか改めて審議することとしたい。また、これら以外に追加等すべきと考えられる集計事項がある場合は、事務局まで事前に提示願いたい。

(3) 報告を求めるために用いる方法及び統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況

- ・ 回答の正確性を確保する観点から、前回調査と同様、調査員又はオンラインによる提出を原則とすることは理解しており、封入提出や郵送提出でなければ調査票が回収できない場合に限り、これを認めることとする運用は仕方ないと考える。
- ・ 今回の調査から、調査票Aについても従来の調査員調査に加えてオンライン調査を導入することとしているが、調査対象となる世帯の世帯員全員がオンラインによる回答方法を選択しなければ、オンライン調査の導入に伴う調査員の調査票回収に係る事務負担の軽減効果も限られたものとなるのではないか。このため、オンライン調査の推進のための調査対象世帯に対する周知・広報をより一層充実させるべきと考える。
- 調査対象世帯向けにどのようにして周知・広報を行っていくかについては、今後、本調査の経路機関である都道府県とも相談しながら検討していきたい。
- ・ 平成27年国勢調査においてスマートフォンを含むオンライン調査が全面導入されたことによって、国民の間で統計調査におけるオンラインによる回答がかなり浸透したものと考え

るが、今回の調査ではパソコンからのオンライン回答が第一推奨となっている。せっかくの流れをより効果的なものとするため、次回調査（平成 33 年調査）では、スマートフォン、タブレットなどによる回答が可能となるよう検討してほしい。

→ 生活時間の配分（15 分単位）を把握する調査事項について、どのような形でスマートフォン等に対応した調査票の設計を行うかなど課題はあるが、次回調査に向けて検討したい。

（４）「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）における指摘事項への対応状況

- ・ 本調査の調査計画は、欧州統計家会議（CES）による「生活時間調査に関するガイドライン」における指摘事項におおむね対応していると認められる。他方、同ガイドラインでは、生活時間調査においては主観的幸福度の指標を含むべきとされているものの、これについては本調査は対応していない。また試験的な段階だと思っているが、欧州の幾つかの国においては当該指標を含めた調査を実施している例もみられることから、国際的な動きを注視する必要があるのではないか。
- ・ 幸福感について、ある時点ごとにどのように思ったかを記入するのは煩瑣だと思うので、例えば、全般的な問として 1 つ入れるということは考えられるのではないか。
→ 主観的幸福度の測定に関しては、その部分が一人歩きしてしまうおそれもあること、また、我が国においても様々な意見があるところであり、本調査に当該指標を含めることについては、現時点では慎重に検討すべきと考える。

6 次回予定

次回部会は、平成 27 年 12 月 22 日（火）10 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。